

奈良県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成三十年十一月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第十四号

奈良県税条例の一部を改正する条例

奈良県税条例（昭和二十五年九月奈良県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

附則第八条の六第二項第一号ア(2)及び附則第九条第三項第四号中「第八十条第一号イ」を「第四百四十七条第一号イ」に、「第七十八条第一項」を「第四百四十五条第一項」に改める。

附則

この条例は、平成三十年十二月一日から施行する。